

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム

第6回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム（第6回）

議事次第

日時：令和3年1月25日（月）16：00～18：00

オンライン開催

1. 開 会

2. 議 事

子どもの権利擁護に関する論点について

3. 閉 会

○金子室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」を開催します。

構成員の皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議にて開催させていただきます。

委員の出欠ですが、多田構成員から欠席の御連絡を、また奥山構成員、久保構成員、中村構成員からは遅れて参加されるとの御連絡をいただいております。

また、今回の会議は、傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしております。本ワーキングチームの録音、録画は禁止としておりますので、傍聴の方はくれぐれも御注意ください。

それでは、これより先は相澤座長に進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○相澤座長 座長の相澤でございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。東京などに緊急事態宣言が発出され、このワーキングもオンライン開催になりましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の確認等をお願いいたします。

○金子室長補佐 資料を確認いたします。

資料1が「子どもの権利擁護に関する論点」。

資料2が「ヒアリングでの主なご意見」。

また、構成員提出資料として、栄留構成員、永野構成員、堀構成員の提出資料。

ほか、参考資料をつけてございます。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

資料の欠落等ございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

確認ですが、本日は、資料1で①と区切っております「子どもの意見表明権の保障」について意見交換ができればと考えております。

事務局から、資料1の「①子どもの意見表明権の保障」について説明をいただいた後、まず、①の「(1)措置・一時保護等の決定の場面やその後の生活場面における意見表明」について御議論いただき、その後に、①の「(2)政策決定プロセスへの当事者参画」について御議論いただければと思います。

なお、「②権利擁護の枠組み・機関」については、次回、御議論いただければと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○山口室長 子ども家庭局の虐待防止対策推進室長です。資料の御説明をいたします。

資料1の2ページを御覧いただきたいと思います。

大きな論点の見取り図ですけれども、大きな論点として、「①子どもの意見表明権の保

障」、「②権利擁護の枠組み・機関」というふうに整理をしております。

このうち、「①子どもの意見表明権の保障」について御説明をいたします。

4ページを御覧ください。まず、現状を簡単に御説明します。

現状として、まず、【制度】ですけれども、児童の権利に関する条約第12条で、児童が自己の意見を表明する権利を確保すること等が定められております。

児童相談所の運営指針、一時保護のガイドラインでは、決定等に際して、子どもや保護者等に十分に説明し、意見を聴き、意向を十分に尊重すべきことが定められています。また、里親の養育指針や各種施設の運営指針には、子どもが自分の気持ちや意見を表明することを保障すること、子どもの意向調査や個別の聴取等を行うことなどが定められています。

【実態】ですけれども、厚労省が行った実態調査によりますと、一時保護等の決定等の各場面で、子どもの意見聴取の手続を設けている児相が8割程度、意向等を考慮・反映する手続を設けている児相が5～6割程度となっています。

一時保護所における意見表明の状況については、「日頃から取り組んでいる」、「意見箱の設置」、「子どもへのアンケートの実施」などが多くなっています。

また、児童福祉施設の設備、運営基準によりますと、自立支援計画の策定が義務づけられていますけれども、前回のヒアリングでもございましたが、この策定に当たって、子どもの意見を計画に反映させているという例もございました。

一番下ですが、ヒアリングにもありましたが、子どもシェルターでの保護、司法手続の場面、あるいは施設での日常生活場面において、弁護士やNPOなどが養成したボランティアが意見表明を支援する民間の取組が進んでいるところであります。

5ページの論点でございますが、里親委託や入所措置の決定、一時保護の決定、これらの解除・変更などの重要な決定の場面で、意見表明を適切に支援するためにはどのような仕組みが必要か。

また、措置中や一時保護中の生活の場面で、意見表明を適切に支援するにはどのような仕組みが必要か。

子ども意見表明支援員、いわゆるアドボケイトに求められる資質や要件はどのようなものか。

上記を踏まえ、子ども意見表明支援員を普及していくためにどのような対応が考えられるかとなっています。

なお、意見表明の機会を確保する仕組みがまずあって、その機会が確保された上で意見表明をどのように支援していくかという、言わば2つの要素に分けられると考えておりますので、先ほど座長からもありましたが、そこを分けて御議論いただくのかなと思っております。

それから、15ページは、「政策決定プロセスへの当事者参画」であります。

現状ですけれども、まず、自治体が社会的養育推進計画をつくる際に、策定要領におき

まして、計画策定は、幅広い関係者の参画の下に行うこと。特に、当事者である子どもの参画を得て意見を求めること。その際には、適切に意見表明ができるよう留意すること。

社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子どもの複数の参画を求めることとし、適切な意見表明ができるような取組を行うこととする等と定められております。

【実態】としては、自治体の社会的養育推進計画の記載から確認できた範囲では、策定委員に経験者を任命する、当事者ヒアリングを行う、当事者にアンケート調査やインタビュー調査を行うなどの対応が取られているところです。

また、当事者の活動としては、既に全国で様々な当事者団体が形成されています。

本年度は国としても、「社会的養護出身者ネットワーク形成事業」を実施し、支援をしているところです。

論点としては、社会的養育推進計画への当事者の意見の反映を実効あるものとするため、どのような参画の仕方を推進していくか。

聴取した意見の反映や、意見表明者へのフィードバックに関して、どのような対応が考えられるか。

また、社会的養育推進計画のほか、政策決定プロセスへの当事者参画としてどのような場面が考えられるか。

当事者団体などの組織的な活動の活性化、インタビューやアンケートによる声の集約など、当事者の声を届けやすくしていくために、どういった対応が考えられるかとしております。

私からの説明は以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入ってまいりたいと思います。

まず、「（１）措置・一時保護等の決定の場面やその後の生活場面における意見表明」の論点について御議論いただこうと思いますが、議論の仕方について申し上げます。

本ワーキングチームは、令和元年児童福祉法等一部改正法の付則第7条第4項において、子どもの権利擁護の在り方について、施行後2年後までに検討し、必要な措置を講ずるものとされたことを受けて設置されたものです。この付則の規定では、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築などについて検討を加えるとされています。

このため、付則の規定の順番を踏まえて、（１）の論点については、まずは、児童の意見表明の機会を確保する仕組みについて御議論いただき、一旦区切って、次に、その機会における児童の意見表明を支援する仕組みの構築について御議論いただこうと思います。

それでは、まず、児童の意見表明の機会を確保する仕組みについて御意見のある方は、手を挙げる機能を使用して挙手をお願いいたします。よろしく申し上げます。

どうぞ。

○榎本構成員 榎本です。

一時保護と措置の関係で、機会の確保ということで宿題をもらっているわけなのですが、例えば三重県なんかは人口規模は多くないのですけれども、措置決定に当たって里親と施設だけでも190何件あって、それから、一保であっても施設と一時保護所でやる件数だけでも878件あるわけです。それで、子どもと接する機会は当然何回もありまして、その中で三所見というのがあって、児相の職員、児童心理司や児童福祉司などがそれぞれ随時子どもと話し合っ、その中でも当然子どもとやり取りで意見が出てきて話しをします。

けれども、そこでいきなりアドボケイトということにはなりませんので、そういう話をまず聴いて所見をつくる、その中に一つはその子どもの意見をはっきりと、そういう欄を設けてきちんとそこでまず書いていくこと。その上で、総合診断所見、処遇決定するときそのことを参考にしながら、定期的又は随時にそれぞれが集まって判断し決めたものを子どもに伝えます。子どもに正式なものを初めて伝えるということになりますので、そこにアドボケイトが入るのも非常に難しいなど。そうしますと、伝える際に意見表明支援員を呼べるよということ伝える。その処遇決定を伝えた後に子どもからの希望により意見表明支援員と話をすり合わせて、意見表明をする場面を設ける。そういうことでしかないのかなと感じています。

ですので、簡単に言うと、一つは、いろいろな子どもの最初の面談の場面で意見表明権の欄を作成して記載するというのが一点と、もう一つは、処遇方針をきちんと伝える際に子どもに対して意見表明支援員の利用できるよということをはっきりと伝える。そうしないと、その場所にいきなり支援員さんが来ても子どもとの調整ができておりませんから難しいなど考えると、ワンクッション置いて、そこで伝えるべきことを子どもにはっきり伝えて、その後、意見表明支援を希望、必要とする子についてはそういう場面を設けてあげてはどうかと思っています。その上でもなおかつ納得しない、難しいということになれば、これは児福審のほうに持っていくという形でやったらどうかというふうに現場の感覚で思った次第です。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

一つはあれでしょうかね、きちんと面談の場面で子どもに意見表明があるということきちんと説明して意見表明をいただくということで、その後、援助方針を伝えたときに、意見表明支援員を呼ぶ、そういうアドボケイトの支援の仕組みについて伝えるということを考えているということでしょうか。

○榎本構成員 はい。できるよということをはっきりと伝えるということです。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、川瀬構成員お願いします。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

一時保護所で生活する期間をなるべく短くしていこうという方向性の中で、第三者のA

ドボケイトが関わって意見聴取をするという場合に、定期的な訪問で対応することになりますと、子どものタイミングに合わせる事が難しいのではないかと、各地の事例から感じております。子どもアドボカシーの「子ども主導」の原則とも関わってくるところだと思っております。理想的には、子どもが意見表明したいときにすること、タイミングがすごく重要だと思っております。児童養護施設や里親家庭など、措置の後でしたら定期的に訪問する中でアドボケイトに話したいという思いが形成されてくるのだと思いますが、特に一時保護所、あるいは一時保護の前というすごく短い期間の中で、どうすれば子どものタイミングでアドボカシーを使えるかということは検討が必要だと思っております。今行われている実践は、定期的に訪問する形がほとんどだと思っておりますので、保護されたときにアドボケイトが必ずつくような体制をどのように実現できるのかということも大事な視点かなと思っております。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

取りあえず、まず、子どもの意見表明する仕組みについてはいかがですか。

永野構成員。

○永野構成員 永野です。ありがとうございます。

一時保護所における意見表明の状況ということで、調査をされたとお聞きして、スライドの6ぐらいから10ぐらいまであるのですかね。これで意見表明の取組を行っているという回答のほとんどは、恐らく、一時保護所の生活について何か困ったことがあったらポストに入れてねみたいニュアンスだと思うのです。ここで検討しなければいけない自分のケアとか方針についての参画という部分はほとんどされていないような気がするのです、この調査が意図している意見表明というのと、私たちが議論してきたような意見表明権の保障というのは若干距離があるような気がするのを一回整理する必要があるかなと感じました。

システムのことなのですが、もちろん新しく訪問型のアドボキッドさんでいいのですかね、アドボキッドが来るということについてはとても肯定的だと思う一方で、だとしても一時保護所の職員さんが日頃から子どもの声を聴ける体制というのはつくっていく必要が同時にあると思います。一時保護所なり児相なり。それをこちらに、訪問型のほうに代替するものでは全然ないと思うのです。追加されることはあってもいいのですけれども。ニュアンスが伝わりますかね。交代するものではないということもやはり確認する必要があって、一時保護所の職員さんと話をすると、子どもと10分話すのも難しいとか、話してはいけないという規則があるとか、いろいろな事情があると思うのです。そういうものをやはり一時保護所のふだんの在り方から子どもの声を聴ける、聴くことができるような体制ということもちゃんと考えていって、一時保護所への整備とか、児相の体制をもう少し整備する、予算面も含めてということが非常に重要かなと思っております。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、田中構成員をお願いします。

○田中構成員 よろしくをお願いします。田中です。

仕組みということなので、行政処分がなされる場面という設定があったと思うのですが、この場面などで意見表明を要件とするに当たっては、やはりアドボケイトの役割と意見表明する仕組みを制度の中に位置づけていただく必要があるかなと思っています。子どもの代弁者として、児相などに適切に子どもの意見を伝えるに当たっての専門的スキルというものとか、あとは行政と調整するための地位の担保がやはり必要になってくるかなと思っています。ここで想定されるアドボケイトさんについてはかなり専門性が高い人材なのかなという印象を持っています。この人材の確保と委託に当たる費用の確保なども課題になってくると行政的にはちょっと思っていますので、取りあえずそれをまずお伝えさせていただきます。

○相澤座長 ありがとうございます。

行政決定を行うようなときには必ず子どもの意見表明をする仕組みをきちんと用意するということがよろしいでしょうかね。

○田中構成員 はい。

○相澤座長 ほかにいかがでしょうか。

では、大谷構成員をお願いします。

○大谷構成員 ありがとうございます。

先ほど、永野構成員と田中構成員が発言されたこととかなり関わりますので、重なる部分はなるべく省略したいと思います。私も措置、一時保護の決定ですとか、入所措置とか措置の解除といった、子どもがケアに、国連の委員会で使っている言葉でいうとプレースメントインケアというその「ケア」に、まずその仕組みに入れられるというか、その決定自体が子どもにとって生活状況とか教育とか親からの分離とかいろいろな面で、子どもの権利に直接ものすごく大きな影響がある部分ですので、それを日本の場合であれば行政機関が決定しますので、そのときに必ず子どもの意見を聴かなければいけないということが、まず最初に、法律上根拠を持って義務的に機会が確保される必要があると思います。そのことと、永野構成員もおっしゃったのですけれども、その施設の中あるいは里親委託の下で、普通だったら親に言えるような生活上のいろいろな、特に集団生活とかそういう施設内の生活であることから来る不便や不満やいろいろな問題について、それを言いやすようにということとはちょっと切り離すべきだろうと思います。

そして、前者の部分は本当に子どもの権利を、子どもを暴力や虐待から保護するという権利の擁護、保護するほうに関わるものであると同時に、子どもをその教育の機会、親からの分離という形で子どもの権利をある意味制約する場面でもあるわけですので、このときにはそのことをよく理解して手続にきちんと関われる、そういう支援が必要なのだろうと思います。

今、座長が、子どもの意見表明の機会の確保の話と支援のこととを分けて議論しましょうと最初に整理されたと思いますので、あまり支援の在り方に入っていけないのかもしれないのですが、やはり支援の在り方は、さっき川瀬構成員もおっしゃったのですけれども、定期的に訪問してくれた人に言えるのか、自分から言いたいときに言えるのかということだと思いますと、後者のほう、生活上の問題やこれから自分の処遇について不安があるとか、そういう子どもが自分から言いたいというときにそれを受け止めるという話と、決定する場面で、必ずその場面では聴かなくてはいけない。もしかしたら子どもはまだ準備ができていなくて、ある意味子どものほうからそこで意見を聴いてほしいということはないのかもしれないのですけれども、でも、意見を言えるのだよと。もちろん言いたくなければ言わなくてもいいわけですが、そのことをこちらからはきちんと伝えて、言えるような環境を提供してあげるということとはちょっと性質が違うと思います。

そのことと関連して、この後、その支援の在り方、例えばアドボケイトなのか、それとも、また別の人なのか、その人たちの資質はどうか、養成をどうするのかという議論があると思うのですが、私はその最初の場面では、次の場面もそうですね、さっき田中構成員がおっしゃったこととも関わりますが、意見を聴かなければいけないのは行政機関の側であって、支援はあくまで支援ですので、その支援者が幾ら入っても、その支援者が助けて子どもが言った意見を聴く側がそれを適切に考慮しなくてはいけないという、子どもの権利条約12条で書かれているそのところがきちんと入っていないと、やはり言うのを支援しただけということになりかねないので、その支援の在り方ということで、いきなり支援策のほうの話にだけフォーカスが行かないように、あくまで聴かなければいけない。そして、その意見を適切に考慮しなければいけない義務を負っている行政機関の側についての話もきちんとする必要がありますと思います。

以上です。ありがとうございました。

○相澤座長 どうもありがとうございました。重要な指摘をいただきました。

それでは、栄留構成員をお願いします。

○栄留構成員 大谷構成員もおっしゃった部分ではあるのですけれども、付け加えて、私の構成員資料の4ページに書かせていただいたのですけれども、児童福祉法26条2項は措置場面のみになってしまっていて、かつ意見を聴取するというよりは意見を書くということにとどまっております。ですから、入所におけるところだけではなくて、その支援計画や支援過程、措置解除というところも含めての法改正というのが必要であると思いますし、聴取するということがも明記する必要がありますと思います。

それから、アドボケイトも重要ですが、やはり周りの児相のワーカーさんとかそういう方に意見表明権とは何かということをもまだまだ知られていないという問題が大きいと思います。私もいろいろなところに児相の研修に行かせていただくと、初めて聞いたというか、何となく聞いたことはあるけれども中身は知らないという方が非常に多いなという印象を持っています。

ですから、私の構成員資料の2ページを見ていただきますと、【求められること】に、研修の機会をぜひつくっていただきたいと思っています。なぜかといいますと、今、児童福祉司の任用前研修の中に権利擁護というのは含まれたのですけれども、しかしそれは1コマだけしかないので、御存じのとおり、権利条約が54条ある中で、今はそれを全部この1コマで学んでいる状況になりますので、やはり意見表明権とは何かというのをしっかり理解できるような時間の確保や内容がやはり必要なのではないかと思います。それを学ぶための意見表明権とは何かというのがきちんと児童相談所とかの手引に反映されるようなそういった仕組みが包括的に必要なのではないかと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは続いて、久保構成員をお願いします。

○久保構成員 久保です。遅くなりましてすみません。議論の途中からですので話がちょっとずれているかもしれませんが、発言させてください。

今、アドボケイトの仕組みのどの時点で入れるのかとかどういった内容で入れるのかというところかと思うのですが、先ほどの一時保護の決定のところ、これまでもお話がありましたけれども、厚労省の別の検討会では、一時保護の決定に関して、司法関与するかどうかというところも含めて議論されているところのようです。その場合、一時保護の決定、まさに子どもの権利擁護の場面ですので、先ほどは行政がということだったので、例えば弁護士が代理人としてその権利擁護に当たっていくということも考えられるかと思います。ですので、今、私たちが考えてきているアドボケイトの仕組みとはちょっと違った人材なりが、一時保護の決定の際には必要になってくるかなと考えています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

今議論しているのは、子どもの意見表明をどう確保するかというそういう仕組みで、アドボケイトについては、意見表明の支援の仕組みについてはまた後で議論したいと思います。よろしくお願いします。

それでは、永野構成員をお願いします。

○永野構成員 このタイミングで構成員提出資料の中でお伝えたいことがあるので、2回目で申し訳ないのですが、通し番号で11ページになっている論文の抜き刷りの部分なのですが、参画ということを整理する中で、先ほどから出ているような保護の決定や措置の決定というところに、先ほどの話にあったような決まった後に説明するというのではなく、決めるときに子どもが意見を言える仕組みをつくらなければいけないということだと思います。②の「決定に参加と対話を」というふうに書いてあるところで、べた打ちで申し訳ないのですが、アメリカなんかでは決定するときに先に必ず子どもを入れたミーティングを、12歳以上だったら子どもを入れた会議を行わなければいけないという

ふうに法律で決まっているのです。それを必ずやること、例えば日本だとFGCが神奈川県なんかでも導入されていると思いますけれども、そういったものをもう少し広げていくような取組もきちんと手当てというか整備が必要なのではないかなということだと思います。なので、決まったことを伝えるのではなくて、決めるときに参画するということが大事ということ、念押しで申し訳ないのですが、以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、池田構成員をお願いします。

○池田構成員 ありがとうございます。池田でございます。

私も処分を決める時点での意見聴取というのが重要だと思っています。現状では児童福祉法2条1項で「その意見が尊重され」という規律が入っているのですが、そのための意見聴取という規定が欠けていますので、ここの大元をやはりしっかりと基盤をつくらないと、行政の中で子どもの意見を聴いていくということがしっかりと定着しないのではないかと考えています。

それから、私が関与させていただいた厚労省の委託研究事業で、子どものアドボケイトのガイドラインというのがありますけれども、そのガイドラインで非常に重要だと考えているのは、その施設や里親さんのところで日常の生活上のいろいろな意見というのを酌み取るという制度は、これまでもいろいろな取組、仕組みというので先駆的にいろいろなところが、自治体がやっていったところなのですけれども、まさに児童相談所の方針が決まっていく中で、そのこの決定の場面で子どもが意見を表明するということを支えていくという仕組みがそのガイドラインで提案されているということは非常に重要だと思っていました。

その意味で、今申し上げたとおり、法律上の規定としてそういったことの仕組みをしっかりとつくっていくことが重要かなと思いました。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

それでは続いて、堀構成員をお願いします。

○堀構成員 堀でございます。よろしくお願ひいたします。

皆さんがおっしゃったことに私は基本的に賛成で、同じ方向性での議論になるのですが、イギリスではチャイルドプロテクションカンファレンスやレビューミーティングなど公的な会議に子どもが参加する権利があり、そしてその参加を意味あるものにするためにアドボケイトを利用する権利があるということが明確に規定されているわけです。日本でもやはりそのような仕組みが必要ではないかと思っています。

これは先ほどおっしゃったように弁護士という形になるのか、あるいは専門アドボケイトのような非常に専門的な技術を持ったアドボケイトの支援ということになるか、いろいろな考え方はあるかと思いますが、子どもが自主的に行政処分場で意見をしっかりと表明していくに当たって、裁判の弁護士のような形で支援を提供してくれる人を利用すると

いうことは、これは権利でなければならないと思います。当然そういう人がいなくても自分できちんと言うから大丈夫だというか、そういう子どもは当然つかなくてもいいというふうなことも選択できるわけですが、ただ、必要であると、そういう人の支援を利用したいという子どもは必ず受けられるように、やはり権利というふうになっていく必要があるのではないだろうかと思います。そういう権利があるということをきちんと子どもたちに伝えていくと。そういうことが必要ではないかと私は考えております。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございます。

ほか、皆さん、この観点について御意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

○榎本構成員 榎本です。

先ほど、決定の場面でということでありましたけれども、確かに児童相談所は処遇決定会議、大体ところはそうだと思うのですが、週に1回必ずあるのです。だからそこで、今は少なくとも子どもは入っていないわけで、それまでに聴いた意見とかそういう部分を書いたものを集めてやっていますので、そういう部分をということであればその中に参加すると。ただ、その場合に子どもがいきなり意見表明支援、僕が心配するのは、その流れの中で自分の意見とかそういう部分をアドボケイトも含めてきちんとうまく伝えられるのかなとかそういう心配がありまして、もしそうであれば、そこがうまくクリアするのであれば、その中で子どもが意見表明するという、措置の場面でいいかなと。

ただ、もう一点の一時保護については、それこそ一日で終わる調査保護を含めて、一日とか二日で終わるとものとか、あるいは長期の子どももいますので、そうなりますと、そこは行政処分ではあるものの意見表明支援員の入り方というか、そういう部分が非常に難しい、どうしたらいいのかなというふうに自分も迷ってしまうところです。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

実際に運用している面でいろいろなことを考えて運用していくということが必要になってくるという御発言だったと思いますが、ほかはいかがでしょうか。この点についてはよろしいでしょうか。

では、川瀬構成員。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

この仕組みをつくる上で併せて検討が必要なのは、記録の保管のことです。子どもが表現した部分、意見をどのように記録として保管していくのか、あるいはその子どもが「これは口外しないでほしい」ということと、「これは伝えてほしい」ということを、記録上どのように取扱うのかについて併せて検討する必要があると思いました。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、このテーマについてはこの辺にしておいて、次のその機会における児童の意

見表明を支援する仕組みの構築について御意見をいただこうと思いますが、よろしく願います。御意見のある方は手を挙げる機能を使用して引き続き挙手をお願いしたいと思います。よろしく願います。いらっしゃいませんか。

では、手が挙がりましたので、堀構成員をお願いします。

○堀構成員 仕組みということなのですが、アドボケイトの養成の在り方に関して、私、資料を出させていただいておるのですが、それも仕組みの一部かと思しますので、ここでそれを御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○相澤座長 どうぞ。

○堀構成員 ありがとうございます。

それでは、恐れ入りますが、私の資料を御覧いただければ幸いです。

主にイギリスでのアドボケイトの要請の仕組みを基にしながら、カナダやほかの国のものも参考にして、そして日本の実情というか、各地のアドボケイトの養成講座の講師を私は務めてまいりましたので、そういったことで私なりに私案をまとめてみたところでございます。里親研修も一部参考にさせていただきました。

お手元の資料を見ていただきましたら、イギリスの場合、子どもアドボカシー全国基準というものを保健省が出したのです。これは大変すばらしいもので、この全国基準に基づいてガイドラインがつくられております。

そして、このガイドラインや全国基準に基づいて、各地で独立性のある市民団体がアドボケイトの養成を行う、あるいは職業資格という形で、職員資格にもレベルが幾つかあるのですけれども、シティーアンドギルズという団体がアドボケイトの職業資格を授与する、そういう本格的な講座を実施しているという形にイギリスはなっております。

日本の場合も、何らかの形で国のほうで全国基準になるのか、ガイドラインになるのか分かりませんが、アドボケイトというのはこういうものであるということをしっかりと示していただいて、そこをクリアできる、そういう人たちがアドボケイトとして子どもの支援を行うという仕組みが必要だと思っています。アドボケイトということで誰でも意見表明支援員ということですが、これは誰でもできるとか、子どもと関わった経験のある人だったら誰でもいいとか、そういうことになってしまったらこのことは全く意味をなさなくなると思いますので、そのような形をつくると。

それから、それに基づく講座ということで、やはりアドボケイトの場合は独立性ということが大変重要だと考えます。そして、日本でも市民の活動が各地域で活発にどんどん広がってきていますので、そういう市民の活動の活力といいましょうか、そういう市民の専門性といいましょうか、そういうものを基にして講座を組んでいく。基礎講座という部分が15時間、認定講座という部分を15時間です。基礎講座というのはアドボカシーの全般的な、子どもアドボカシーの基礎的な知識や技術や学ぶ部分です。それから、認定講座という部分はそれをベースにしながら実際に例えば児福審を活用した仕組みであるとか、様々な場でどのようなアドボカシーをしていくのかという、子ども福祉の部分に焦点化した実

践的なところで学んでいく、そういうふうな部分というのを設けているのです。それをクリアした人に対して何らかの修了認定というようなものをする。その方がアドボケイトとして支援をしていくという仕組みを私は提案したいと思います。

さらに、トレーナーの養成が必要でございます。特に大阪は長年のアドボカシー活動が進んでいまして、実際にアドボカシーの経験知やあるいはアドボカシーの技術ですね、これについてはやはり実践者でないと伝えることができないと感じています。私は研究はしていますけれども、実際の実践というところでアドボケイトさんが蓄積してこられた知見やあるいは技術性というものはとても重要で、そこを伝達していかないとアドボケイトの養成講座にならないと思うのですが、そういうトレーナーなどを担っていただける専門的な人材、これはイギリスでも全土で各地域にそういう非常に専門的な人材がおられるわけですが、そういった方を養成していくような専門的な講座も開催していくという形を取って、最初はなかなか難しいですが、徐々に全国に普及していけるような条件整備をしていくことが必要ではないかと考えております。アドボケイトの養成のイメージのたたき台ということで出させていただきました。

資料の2ページ目は、講座の具体的なカリキュラム案です。

最後の3ページ目は、アドボケイトに必要とされる知識や技術です。これもイギリスの養成の仕組みを基にしなが、私なりにエッセンスを抽出したものでございます。

議論のたたき台にいただければと考えております。よろしく願いいたします。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

子どもアドボケイトの養成や研修の在り方について御説明いただいたと思いますけれども、アドボケイトの養成については栄留構成員からも構成員資料で出ておりますけれども、栄留構成員何かございますか。

○栄留構成員 ありがとうございます。

構成員資料の3ページを御覧ください。「アドボケイトの養成・法制化」ということで書かせていただいているのですが、その中でも一番下のほうに「アドボケイトの養成研修の必修化」を私もお願いしたいと思っています。私は実際に大分でもモデル事業を始めさせてもらっていますし、大阪のとかいろいろなところで関わらせていただいているのですが、アドボカシーとは何かというところをしっかりと、弁護士さんであっても社会福祉士有資格者であってもしっかりと理解してから始めないと、その専門性の資格としての仕事になってしまって、子どもの声を届けていくというところではなくて、「こうが いいのではないか」というふうな支援者としての立場、福祉的な立場というものになって、意見表明支援の「表明」というところになかなか結びつかないことがありますので、最低限、堀さんが言われたところの基礎講座の15時間というか、そこはまず必ずやった上で実際にやってもらいながら、大分では月1回、SV、スーパービジョンをやっているのですが、その中で事例を持ち寄って、それはどうなのだろうとか、困りごとだとか、意見表明になっているだろうかということ、大学教員とともに考える場を設けています。そ

ういったところで確認しながらやっているということなので、そういった養成というのはやはり必須であろうと思います。弁護士さんであっても聴く練習とかはされていないという、個人差があると思うのですけれども、必ずしも必須ではなかったというふうに私も弁護士さんとかと話して思いますので、そういった研修が必ず必要だと私は思っています。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

では、手が挙がっていますので、久保構成員をお願いします。

○久保構成員 意見というよりも既にアドボケイトの仕組みをされている方に御質問のような形になりますけれども、先ほど堀先生からはすてきな養成講座の話を紹介いただきありがとうございます。その中の最後のところで、所属団体からの推薦がある者が対象ということで書かれているのですけれども、養成を受けた方は、その後、所属団体であれば所属団体で登録されて、例えばアドボケイトの出動をお願いしますと言えば、そこに要請が行けばそこから出動するとかということになるのかなと思うのですけれども、そういう団体がなければどこかに登録か何かをした上で、例えば行政から「来てください」と呼びかけるのか、どういった仕組みがいいのかなと思いました。先ほどのように定期的に行かれる場合もあるでしょうけれども、やはり即時性、子どもが必要なときにアドボケイトに行っていたきたいということがあろうかと思うので、そういった仕組みはどうしたらいいのかを教えていただければと思います。

○堀構成員 ありがとうございます。

大きくアドボケイトは2つの場面があると思うのですが、1つは定期訪問です。これは訪問アドボカシーと呼んでいますけれども、定期訪問の部分です。

それから、さっきの行政処分などの際に、重大な意思決定の際に子どもの意見表明を支援するという、これはイシューベースドアドボカシーとイギリスでは呼ばれておりますけれども、この2つがあって、アドボカシーが本質として必要になるのはイシューベースドアドボカシーというふうに理解をされています。訪問はアドボケイトは子どもたちのアクセスをきちんと保障したりとか、あるいは権利侵害、虐待などを発見するモニタリング機能として行われていますが、必須ではありません。必須として重要なのはイシューベースドアドボカシーです。そこを実際にやっというとしたときに、やはりイギリスの場合きちんとした形で、もちろんアドボケイトさんが専門性を持っているのは当然のことですけれども、それを支えるスーパービジョン、これはもう不可欠、必須であります。英国の全国基準の中にきちんとアドボケイトに対する支援についての定めがございます。

ですから、個人でこれをするというものではなくて、きちんとした専門性のある団体が行っていく、法人ですね。イギリスではチャリティーオーガニゼーションという法人格の団体ですけれども、法人としてやっている。その中で弁護士だとか、あるいは臨床心理士だとか、様々な専門性を持つスタッフや、あるいは外部の専門家のそういうコンサルテーションなども受けたり、あるいは支援も受けながらスーパービジョンをやっというしっかりと

持ちながら進めていくような体制ということになっておりますので、そういうことで実際本当に専門的な知識、技術というものを持って、全国的にそれこそスペシャリストアドボケイトになっていただけるような方というのは、やはりそれ相応の現場での活動実績とか、そこは必要だと私は思います。その際、人物とかそういうことも含めて関係団体から推薦いただくということが必要なのかなと思って、こういう意見を書かせていただいたところです。

以上でございます。

○相澤座長 大谷構成員、どうぞ。

○大谷構成員 ありがとうございます。

堀構成員と栄留構成員からの御報告に関するコメントなのですが、ところどころで二人がそれぞれおっしゃったのですが、例えば弁護士がそういうアドボケイトの役割を果たすことがあるとしても、弁護士だからといって必ずしも子どもの意見表明、アドボケイトということでの専門的な訓練を受けているとは限らないとおっしゃったのはまさにそのとおりでして、そこは全く同感です。家事事件手続法の下で、家庭裁判所の手続における子どもの手続代理人制度が創設されたときも同じような、私たち弁護士の間での自覚がありまして、そのために、家庭裁判所の手続の中における子ども手続代理人になるための弁護士のためのマニュアルですとか、あるいは養成、研修というのをやる必要があるという認識で、そういう取組をしてきました。そこは全く同感ですというのが一つ言いたかったことです。

もう一つは、先ほど機会の確保のところでも申し上げたことの若干繰り返しになりますが、私がちょっと懸念しているのは、意見表明のための支援、意見表明の支援ということの中でこの研修とか養成のことだけが語られてしまいますと、本来、子どもの意見表明を支えてかつそれを受け止めてきちんとその意見に適切な考慮をして取り入れるべき立場にある側の人の養成や研修の話がちょっと薄れてしまう可能性があることを懸念しています。いや、そんなことはないよと、それは当然のこととしてプラス支援の在り方の話をしているんだよと、みんなが同じ理解で話しているのかもしれないのですが、ただ、やはり行政機関の側、あるいは今後司法手続になったときは裁判官の側が、必ず子どもの意見表明権というものをきちんと理解をして、最終的に決定側にいる人たちがそれをきちんと踏まえてやっていかなくてはいけないわけですから、そのときにはきっと意見表明の支援という言葉ではないのではないかと。なので、支援の養成という、支援員になるための養成ではそこは多分ないのだろうなど。意見表明権についての研修なのだろうなどという気がしていて、そのことがこの議論の中でどこかにきちんとはっきり位置づけられる必要があるだろうと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

まさにそのとおりだと思います。私も大分でモデル事業をやっていますけれども、やは

り関係者の方々が子どもの権利についてきちんと理解しておくことはとても必要なことだなと実感しております。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

では、前橋構成員。

○前橋構成員 ありがとうございます。

大谷先生と同じような懸念を持っておりました。ということで賛成するのですが、児童相談所の運営指針が改定されて、子どもの意向を聴取してそれを記録に残していくというのは運営指針の中でたしか平成の相当早い時期なのです。平成10年よりもまだ前ぐらいの時期だったのではないかと思うのです。それが運営指針をきちんと踏まえる、そして運営指針がベースになっていくのだよということです。ずっと研修もやっていたのですが、一時保護の決定についての調査結果を見てみると、意見箱を設置していますとか、あるいは日頃十分意見を踏まえるようにしていますというのが多くて、手続としてきちんと取られているところが非常に少ないという状況があるので、やはりここはきちんとそれは制度として組み込んでいって、研修及び手続として記録として残していくということが非常に重要ではないかと思っています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。特にございませんか。

どうぞ。

○榎本構成員 先ほどから非常に幅広く、こちら行政に関わる者としても本当に必要なことだなと聴かせていただきました。その上で。

先ほどからいろいろな構成員さんから行政手続に関してもいろいろな御指摘をいただいた部分ですが、そういう制度をつくっていくという中で、47都道府県で規模の大小がある中で具体的に進めていくということになれば、かなりそれは今の養育の支援計画の中で権利擁護の部分を相当踏み込んでそういう行動計画みたいなものをつくっていかないと、これはなかなか実現が難しいなというのを行政の感覚で思っております。したがって、そういうことと併せてその啓発もやっていくことで、要するに制度と啓発とを同時に進めていくことでその意識も入っていくのではないかと思いますので、その辺りも含めて、例えばヨーロッパのそういうアドボカシーの先進的なところは、その制度がつくられるまでのどういう経緯とか経過というものがあるのかも、もしその辺りも含めて参考に教えていただけたらと思っています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございました。

榎本構成員の御質問ですけれども、ヨーロッパの制度の歴史を御存じの方はいらっしゃいますか。

○榎本構成員 結構やはり時間を要して、そして今の制度に至ったのかなと今、自分も考

えていますもので、そういう意味では、そういう制度設計をきっちりしながら47都道府県が計画的に地域に合った形で支援を活用しながらやるという方法でやっていくのかなと自分は考えていましたもので、その辺りも含めて示唆があればと思っています。

○相澤座長 それでは、栄留構成員お願いできますでしょうか。

○栄留構成員 御質問としてはアドボケイトの法制化に関してですか。

○榎本構成員 アドボケイトの法制化もそうなのですけれども、意思決定場面も含めて、当然アドボケイトのいわゆる一般の市民の理解もそうなのですが、児童相談所、それから施設の職員も含めて、今までどおりの研修をどれだけやっても多分力はつかないなと思っていますもので、そういう意味ではこれから制度が始まる、それと併せてやはりきちんとした制度設計の中で計画的に時間をかけてやっていく必要があるなと僕も思っていますので、そういう意味で、欧米の今の2002年から始まったサービスも含めて、前後を含めて、どれぐらいの経緯の下で今の仕組みになったのかなということを含めて少し示唆をもらえたらなと思ったのです。

○栄留構成員 イギリスでいえば、市民アドボカシーというかそういう活動に関しては1970年代ぐらいからチャリティーオーガニゼーションがやっていたわけなのですけれども、そこがしっかり法制化したのが2002年であって、そのきっかけは施設内虐待がきっかけでやはり外部ではないと話ができないということが、これはウェールズがそういう調査をしてそこから法制化していったということになります。

○相澤座長 どうもありがとうございます。

栄留構成員、もしそういった歴史的な経緯についてまとまっているような資料があるようでしたら、また提供していただいたらありがたいなと思います。

○栄留構成員 はい、資料はあります。

○相澤座長 よろしくお願ひします。

○栄留構成員 うまく説明できずにすみません。

○榎本構成員 いえいえ、とんでもないです。

○相澤座長 それでは、奥山構成員お願いします。

○奥山構成員 私も遅れてきたのでちょっと乗っていないところがあるかもしれないのですけれども、堀構成員にちょっと教えてほしいことが一つと、もう一つは意見です。

教えてほしいことは、例えば障害とか乳児とかも当然アドボケイトが必要だと思うのですけれども、その技術的なところとか、あるいはさっき子どもが望めばと言ったのですけれども、望んでいるかどうかもそういう方の場合は分かりづらいわけですよね。それをどう拾っていくのかというところを教えてほしいなと思いました。多分ここで議論すれば、アドボケイトが必要というのは必ずしもその言語的にできる子どもたちだけが対象というわけではないというふうな結論になるでしょうから、その辺がどういうふうになされているのかというのを知りたいということが一つです。

もう一つは、やはり皆さんがおっしゃっているように意見を述べる機会が与えられると

いうことは物すごく重要なことだと思っていて、私も全く賛成なのですけれども、子どもの意見を聴きなさいと児相の運営指針に書かれた後から「子どもがこう言っているから帰します」などと、子どもの責任にしてしまうところがあり、私は結構それと闘ってきたところでもあるので、子どもの最善の利益を決定することと意見を聴取することに関する明確な考え方を提示する必要があるのではないかと思います。私たちはある程度分かっているので、子どもの意見を聴くということと意思決定というところの違いやその関係性というのはある程度皆さんが分かっているので当たり前にも思っている、それをそのままにただ「意見を聴きなさい」だけでは危険性があるのではないかと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、堀構成員から障害児と乳幼児のテクニックのところについて。

○堀構成員 ありがとうございます。

アドボケイトに関しては子どもたちが利用する権利がありますので、当然その子どもたちに伝えなければならないということにはなっているわけですが、ただこれは随分、担当のソーシャルワーカーなどによって温度差があるというふうなことは言われています。実際、自分が必要だと思う子どもにはつけるけれども、そうではない子どもの場合はつけないというか、そういうふうなことになっている部分もあるのではないかと批判はあります。一応、制度上はアドボカシーが必要な子どもについては、子ども自身がアドボカシーサービスに連絡をしてという場合もありますけれども、担当のソーシャルワーカーがリファラーして関係アドボカシー提供団体が地域ごとに決まっていますので、この市はこの団体というふうに委託されている団体が決まっていますから、そこに今度こういう会議が開かれてそのためにアドボカシーが必要なので派遣をお願いしますという形のリファラーを行っています。ですから、重い障害のある子どもたちや乳幼児の場合であっても、会議があってアドボカシーが必要だとソーシャルワーカーが判断している場合、きちんとした形でリファラーが行われていきます。例えば重症心身障害者というような障害児の場合であっても、例えば施設を変わるとかあるいは成人施設への移行とか、そういった場合を含めて重大な意思決定の場面においては、そういうリファラーを受けてスペシャリストアドボケイトを、それこそ障害児専門アドボケイトと言われている方が訪問しています。

これはイギリスでは、ノンインストラクテッドアドボカシーという言い方で、言葉によって意思を表現しないそういう子どもたちのアドボカシーの技術というのが開発されていますので、その一番コアになる技術というのはヒューマンセンタードアプローチと呼ばれています。それは障害者権利条約にあるbest interpretation of will and preferencesです。実際に本当にずっとその子どもと経験、知り合うというのでしょうか、時間をともにして一緒に過ごしていく中で、その子の意思や選好を酌み取っていくというのでしょうか、言葉で話さないのが解釈にかなりませんが、それを酌み取った上でそれをきちんと意思決定者に対して代弁していくというやり方だと捉えています。

ただ、全く意思表示がないそういう重症心身障害児のような、いわゆるノンバーバルなコミュニケーションしかなかった子どもたちというのももちろんいますけれども、障害がある子どもたちでも多くの子どもたちが何らかの方法で明確な意思表示ができますので、そういう意味ではそういう明確な意思表示という部分と、それからなかなか意思表示が難しいそういう部分との境目というかそういうことも含めて、どんなふうにしていくかという技術はございます。ちょっとここで詳細は申し上げられませんが、日本でもやはりそれは導入していく必要があると考えております。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、池田構成員をお願いします。

○池田構成員 ありがとうございます。

論点の議論の恐らく前提になっているのだらうと思うのですが、子どもの意見を表明する支援者の立ち位置についてですが、これはやはり行政機関から独立している必要が必ずあると思います。行政機関内部でのその意見表明をしっかりと受け止めていくということも非常に必要なのですが、その支援員という立場は必ず行政機関から独立している必要があるのだらうと思いますので、仕組みをつくる際にはその点の明記が必要ではないかと思っています。

あともう一つは、その支援員の費用ですね、支援員に支払う費用についても公費負担ということをしかりと仕組みとしてつくっていく必要があるかなと思っています。先ほど大谷先生から子どもの手続代理人、手続法上の子ども代理人制度の御紹介をいただきましたけれども、それについての費用面の負担が、基本的には子どもは負担できませんので親が負担するということになるわけですが、実質的にはなかなか負担が難しいというケースにおいて、結局その代理人の熱意で低廉な費用でやるというその熱意によってしまうところがあって、それですとなかなかその裾野が広がらないというか長続きしないところがありますので、ぜひこの公費負担でしかりとした、もっと言えばしかりとした金額の支給ができるような枠組みというのをしかりつくっていく必要があるかなと思っています。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

では、中村構成員をお願いします。

○中村構成員 遅れてきたので、既に前提でお話しされていたらすみません。

カリキュラムの件ですが、先ほど堀構成員が出していただいたイギリスのカリキュラムがあったと思いますが、既に昨年度調査研究事業とかでも日本の取組のカリキュラム案が事業報告の中に出されていると思います。そういうものを参考に話し合ったほうが良いのではと思いました。川瀬構成員がされている東京の取組とかも参考になると思います。今既に日本で実践されているものをベースにカリキュラムを考えると良い内容ができるので

はと思います。

もう一点は、里親登録に関しては法定で決められた研修の内容を受講しないといけない事になっており、研修受講後、里親登録へと進む事になっています。やはりアドボケイトの懸念としては、子どもたちに話を聴いた時に、かえって子どもが傷つくのではないかという点です。経験者からもその点についてよく聴かれますし、心配な点として意見が出されることが多いので、アドボケイトの質の担保をどうするかを考えないといけないと思います。堀構成員とも意見の違いはないかと思いますが、里親登録前研修のように法定にするとか、一定の枠組みをしっかりと作り、その研修を受講した方には修了した事がわかるような形にしておいたほうがいいのかなど。ただ、先ほどの障害児の子どもたちの話もありましたが、プラスアルファで附属していろいろな研修内容を設定していく事も必要だと思います。地域性とかによっては、全て同じ内容の研修というわけにもいかないのではないかと思います。また、障害のある子どもたちのためのアドボケイトとしてスペシャルな訓練も必要だと思うので、その辺も柔軟性のあるものを一方で考えないといけないのかなと感じました。

あと、独立性の話はもうされていますか、まだ後ほどですか。

○相澤座長 どうぞ。

○中村構成員 アドボカシーシステムを考える上で、独立性は一つ重要なテーマだと思いますが、独立性というのはどこからどこまでを独立性というのか範囲とか取り決めとかを考えると結構難しいのではないかなと感じています。この委員会でどう考えるのかと。完全に独立している団体はあまりないのではないかと思います。子ども関連の団体とかですと、メンバーの中には里親活動をされている方がいたり、学習ボランティアとして児童養護施設に行かれていたりもするのではないかと思います。すでに、関わりのある団体が独立アドボケイトとしてアドボカシー活動をするとなると、100%子どもの側に立つのが難しい事もあるのではと懸念しています。皆さんは独立性についてどうお考えなのかなということをお聞きしたいなと思っています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。

カリキュラムについては昨年の調査研究事業で、そこに掲載されていますのでまた後で資料として皆さんに提示できればと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、堀構成員お願いします。

○堀構成員 中村構成員ありがとうございます。

そのカリキュラムの部分に関してなのですが、私が私案として出させていただいたのは、これはイギリスのものではなくて、去年の三菱UFJの調査研究で出されたアドボケイト制度のガイドラインの中にカリキュラムがありますけれども、あれは東京の養成講座、大阪の養成講座、大分の養成講座などいろいろ収録されていて、その前の2017年度でしたか、私どもが調査研究させていただいたときのカリキュラムとかを収録してつくられてい

るものなので、必ずしも明確な案がそこで出ているということではないと思っていたところ です。

そこで、そういったものを全て踏まえた上で具体的に実現可能な、そしてまた有効性のあるものとして何が考えられるかということで提案させていただいたものが私の今回の提案です。これはイギリスのものではなくて日本で必要なものだというふうな考えで御提案させていただきます。

そして、その際、さっき中村構成員が言われたように、里親研修も参考にさせていただきましたので、中村構成員がおっしゃるように、本当にきちんとそれを踏まえて質が担保されていくということが重要だと思います。併せて、それぞれ地域性の違いや例えば障害とか外国籍とか、やはりいろいろな子どもたちを対象にするそれぞれのニーズがありますので、そういったところも加味しながらやっていけるような最低限のミニマムエッセンシャルズは抑えつつ、プラスそこにいろいろな形で加味していけるようなそういう養成の仕組みが必要ではないかと考えております。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、大分時間がなくなってきましたので、今挙がっている川瀬構成員と栄留構成員でよろしいでしょうか。奥山構成員も挙がっているのですか。

○奥山構成員 はい。

○相澤座長 では、栄留構成員お願いします。

○栄留構成員 中村さんがおっしゃった独立性のことは本当に大事だと私は思っていて、たしか、今回のガイドラインのほうでも、原則独立した人みたいな形で書かれていたように思うのですけれども、ちょっとまた確認が必要ですが、独立性は確保してほしいと思っています。岡山県でもとてもすばらしい取組なのですが、児相の非常勤弁護士がされていて、そこを疑問に思っているらっしゃって、この間の一時保護所のワーキングを傍聴させていただいたら、やはりそこには独立性の問題があると認識されていて、今後は非常勤弁護士ではない弁護士をお願いするということだったので、そういった独立性というのはやはり確保していく必要があると思います。

また、独立性とは何かというのを明確にしないと、一時保護所ではない児相の職員がやればそれは独立性になるとか、そういうふうにならぬように解釈される可能性はあると思います。そこをちょっと懸念しました。

あとは、法制化をしっかりしていただきたいというところでは、今はまだ全国でアドボケイトを設置しようとしているのが7.6%だと厚生労働省の委託調査（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2019）の調査では書かれています。ですから生まれた地域で差が出ないようにすることは非常に重要だと思います。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、川瀬構成員お願いします。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

先ほどの中村構成員、堀構成員に引き続きなのですが、意見表明の仕組みが制度としてあるということと、子どもにとって使いやすいということの間には、大きなギャップがあるかなと思っています。そのギャップを解消するためには、制度の構築、制度を考えていくプロセスに当事者が参画していることが非常に重要になると思っています。

東京では、今年度12月と1月にオンラインではありますが、延べ32時間の研修をしております。カリキュラムには何を学ぶかという明示化されたカリキュラムもちろんあるのですが、「どのような環境で学ぶか」や「誰と学ぶか」といった隠されたカリキュラムという部分が重要だと思っています。東京の養成の特徴としては、社会的養護を経験した人たちの話から講座がスタートしていったり、グループワークに当事者が必ず入りながら、経験者の声を中心に据えて学び合うスタイルを取っております。制度としてアドボカシーがあるということと、実際に当事者にとって使いやすい制度にするということを埋めていくためにも、研修で経験者がきちんと中心に据えられていくことが大事だと思っています。研修の中で例えば「話を聴く」ということについても、「解決を目的に話を聴いてほしい」という当事者もいれば、「自分の思いをきちんと受容してほしい、支持してほしい」、あるいは「問題行動と言われてしまっている行動の背景にある願いに着目してほしい」とか、同じ声を聴くにも違いがあることが分かるわけです。ほかにも、「支援を受けることそのものが個人の尊厳を矮小化してしまう」といった意見が経験者から出ることもありました。このように、「支援とは何か」といった本質的な議論も経験者の中から出てきたりすることもありますので、やはり制度をつくっていくときや担い手を育てていくときにもう少し経験者の視点、当事者の参画そのものに参画するというメタ的な参画が意識されていくといいなと思っています。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、奥山構成員お願いします。

○奥山構成員 ちょっと前のポツにちょっと戻るのが一つと、もう一つあります。

前のポツに戻るの、その措置の決定のときに意見を聴かれるということを皆さんおっしゃっていたのですが、養護施設に入所した後、ずっと措置の決定ではないと考えるのはおかしな話で、定期的に延長の決定に関しては、意見は聴かれなくてはいけないのだということは明記しなくてはいけないと思います。

もう一つは、独立性は確かに難しいと思うのですが、次回の議論になる国内権利機関の独立性という問題と、このアドボケイトの独立性というのは少し違いがあると思います。人の背景の独立性というの、確かにある程度は決めなくてはいけないけれども、子どもの意見を聴くことをやってみたいと言ったとしても、その人その人の価値観が非常に強くあるわけです。その価値観の下にアドボケイトをやっていたら、やはり相当人によって違ってしまいうわけで、トレーニングの中でも独立性というよりは中立性、つまり子ども

に対して白紙で意見を聴かなくてはいけないというのは、トレーニングの中でかなり習得しなくてはいけないことだと思います。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございます。

それでは、大谷構成員、手短にお願いします。

○大谷構成員 申し訳ありません。もう一度発言させていただこうと思いましたが、カリキュラムのことと独立性の話です。独立性の話は今、奥山構成員がおっしゃったこととほとんど同じですので省略します。私もむしろトレーニングの中にきちんと位置づけるべきだろうと思います。

それから、カリキュラムのことでいろいろお話をしているうちによく分からなくなったので、確認ために質問させていただきたいのですが、このワーキングチームの議論の出口として、カリキュラムの中身までには行かないかもしれないのですが、骨子みたいなところまで、何か成果物というかその出口のところまで想定しているのでしょうかという質問です。

といいますのは、先ほどの私の発言にまた戻るのですが、池田構成員もおっしゃったように、支援が行政から独立してなくてはいけない、堀構成員もいつも強調しておられますが、私はそれは賛成なのですが、その話と、それから、意見を聴取する側がきちんと研修を受けなくてはいけないという話とあって、国連の子どもの権利委員会委員の立場からしますと、とにかく最初に聴取する側の方が研修を受けなくてはいけない。これはもう絶対にマストの部分だと思っています。そこを法律で書くのもそうなのですが、その研修の話も、アドボケイトの養成のカリキュラムの在り方の話をするのだったら、私としてはそこを絶対入れなくてはいけないと思っています、そこまでの細かい話はこの検討会が行くかどうか。行くのであれば、ぜひとも聴取する側の研修についてももう少し重点を置いて議論してカリキュラムの案ですとかをする必要があるだろうと思います。

先ほど、榎本構成員がちょっと御懸念されていたかなと、栄留構成員もおっしゃったのですが、これは全ての都道府県で同じようにということが、もちろんその実現を目指すのでしようけれども、どこまでできるかということを行ったときに、やはり聴取する側のほうは最低限必ず絶対にマストで必要な研修を受けているという、これは確保すべきだろうと思います。

以上です。ありがとうございます。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

このワーキングは、研修の細かいところまでは議論できるとはちょっと思っていないので、むしろ大枠の仕組みをどうするかというところで考えていきたいというふうにまずは思っています。よろしくお願いします。

では続きまして、「(2) 政策決定プロセスへの当事者参画」の議論に移りたいと思います。御意見のある方は手を挙げる機能を使用して挙手をお願いいたします。よろしくお

願います。

では、川瀬構成員をお願いします。

○川瀬構成員 まず、都道府県社会的養育推進計画の中に当事者の参画を入れていただいているのですが、これが実際どれくらい実現されているのかというところで、今、16ページに参考例としてお示しいただいたのですけれども、これ以外見えてこなかったところというのが、なぜそれが実現しなかったのかということまできちんと明らかにしていく必要があると思っています。

加えて、そのヒアリングで経験者を呼んで1度お話を聴くという従属的な参画と、この検討のメンバーの委員に入っているというような主体性のある参画とでは、位置づけが異なると思います。あるいは、この例にあるように計画の策定に参画した当事者が各地域にいらっしゃると思うのですが、複数の委員さんがいらっしゃる中で自分たちの思いをどのように伝えていくのか、この辺りはいろいろ困難が多かったのではないかなと感じていて、可能であればそういう都道府県のプロセスに参画した経験者やその後も委員としての立場にある方々とつながりながら、情報共有しながらよりよい制度への参画を検討できる機会があればいいなと思っています。

まずは、よろしくをお願いします。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

そういったことについてまた検討できればと思っています。

では、大谷構成員をお願いします。

○大谷構成員 ありがとうございます。2点あります。

今の川瀬構成員の御発言にも関連するのですが、政策決定への参画ということであると、呼ばれて既に何かの計画をつくるとか、そういうときに当事者だから聴くというその話は最低限で必要だと思っているのですが、そもそもこういうことをもっと議論してほしいというそのアジェンダというか、問題提起を当事者、子どものほうからできるかといいますと、それはその既存の既につくることになっている計画に参画するというのだけでは足りない場面というのがあるだろうと思いますというのが1点目です。

そのことを考えますと、今日のテーマではないのですが、次に議論することになるであろう権利擁護の仕組みの関係で、子どものほうからいろいろ議論してもらいたいこと、政策に反映してもらいたいことについて持ち出してそれを言っていく場、その受け手になる人が、例えば子どもコミッショナーであったり、そういう役割として関連してくるのだろうと思います。そういうふうに私のほうでは理解をしていて、この①と②の話がつながってくるというふうに考えています。

以上です。ありがとうございます。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

そういう参画の仕方、いろいろなルートからきちんと子どもの意見が反映できるような、

そういう参画について考えていくことが大事だと思います。

では、永野構成員お願いいたします。

○永野構成員 ありがとうございます。

構成員提出資料の通し番号7ページ目に、このタイミングだと思われるテーマをまとめて提出しました。私はどちらかというと北米なので、ちょっとイギリスの話とは違うかもしれませんが、アドボカシーというときに、先ほど来出てきているような個人に対するアドボカシーとかケアに今いる子どもたちに対するアドボカシーももちろん非常に重要なわけなのですが、アメリカなんかでは要するにケアの対象とならない年齢、18歳以上になった若者たちが自分たちで声を上げて制度を変えようという動きが30年前から行われているわけなのです。

時系列を整理したのが図1になっていて、自分の人生に参画する方法を先ほどの議論で皆さんで考えたのではないかと思うのですが、一方で、その後、ユースと呼ばれている、年齢が若者になった後の参画ということも同じように重要なのだと思うのです。これは未来の制度や仕組みを変えているということですよ。恐らく次回だと思いますけれども、あとは前回のヒアリングでも布施さんが言っていたと思いますけれども、権利救済のケースがたまっていく、ケースアドボカシーがたまっていくと、それを類似なものとしてシステムを変える必要があるわけなので、システムアドボカシーに循環していくということが起こるはずで、そのときにはやはりこの制度へのアドボカシー、システムアドボカシーが非常に重要だと思います。

北米の国の制度を書いてみましたけれども、あまり時間がないと思いますので、アメリカだけに限ると、カリフォルニア州のところを8ページに3行でまとめました。去年、私もこの現場に行きましたけれども、州議会に対して直接ユースが120人ぐらい集まって要望を届けていくわけで、毎年それを繰り返しているわけなのです。30年間で20個の法律、制度を改正している。先ほど大谷構成員が言ってくださったように、もうある場に参加するだけではなくて、これをつくってということを議会に直接訴えるということができているわけで、これのためのトレーニングをユースからユースに行われているというところも非常に特徴だと思います。

ワシントン州では、制度ができるときに複数の段階で、例えばワーキングでもそうですし、日本でいうと社会保障審議会みたいなところでもそうですし、必ず全ての段階で当事者の意見が聴かれるような制度ができているわけなのです。アドバイザーボードみたいなものもあります。

そして、日本にとってこれから何が必要かを考えてみたのですが、先ほどの中立性とか独立性の話と少し難しい議論になるかもしれませんが、やはり財政的に安定しないとユースアドボカシー団体というものがなかなか組織化されていかないだろうなと思います。私はIFCAの活動に今、副理事長として関わっていますけれども、この辺がとても大変かもしれないというところと、やはり支える理念というものが非常に重要で、先ほ

ど川瀬さんも言っていたように、ユースが安全に、それから、呼ばれるのだけれども行ってよく分からない場に座っていて、何か分からないうちに決まっていたとか、参加したら自分を育ててくれたところの児相の人とか施設長さんとかがいてとか、なかなか言えないとか、いろいろなことが考えられますよね。だからそれをどんなふうを考えていけばいいかという、その推進計画に入るに当たっても、多分これは皆さんは手探りの状態が続いているのではないかと思うのです。どういう人をお願いしたらよくて、どういう場を設定すればいいのかと。そういうプログラムの安定性とか理念に関する整理はこれから非常に必要だと思います。それを前提としてやはりこういうユースが、当事者が参画することを前提にした制度設計が必要だと思いますし、先ほどのアドボカシーのところでも川瀬さんが話してくれたように、そのシステムを考えるのはやはりユース中心、ユースが参画すべきだということはそのとおりだと思います。うまく伝わっているといいのですけれども、システムアドボカシーとか政策への参画を考えるときには、こういったことを伝えたいなと思ったことが以上になります。

次に長いものもありますので、よかったら見てもらえたらと思います。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

ほかに皆さん、いかがでしょうか。

中村構成員 どうですか。

○中村構成員 ありがとうございます。とても思い入れがあるテーマなのでいいでしょうか。

○相澤座長 どうぞ。

○中村構成員 一つは、先ほど、永野構成員がおっしゃっていた、意見表明権の保障という①の枠組みで、最後の政策決定プロセスへの当事者参画についてです。やはりシステムアドボカシーというのは、子どもたちのたくさんの声を変えてくという側面もあると思いますので、①と②のベースにあるものなのかなとイメージをしています。どちらかという、相互作用しながらこのアドボカシーシステムが発展していくのだろうなというイメージを持っています。

もう一点は、社会的養育推進計画への当事者の意見の反映についてです。社会的養育推進計画は昨年度末で作成し終えていると思います。次はいつ、経験者の制度に関する声が聴かれるのかと素朴な疑問があります。見直しまでは経験者や子どもの声を聴かないということにならないかなと心配しています。今回は社会的養育についてですが、今後自治体でいろいろな計画とか制度の見直しとかがされていくと思います。そういうときにも経験者の声をしっかり聴いていくことが必要ではないかと思っています。大きな会議にただ参加するのではなくて、やはりその自治体のいろいろな子ども施策とかを考えたり、制度を見直しそうというときにもぜひ経験者の声を聴いてほしいと思っています。実は、昨年度の都道府県推進計画を考える際に、全国の経験者の何名かは、経験者として活動をしているが、

声がかかっていないという事を聴いています。また、経験者が委員として参加していない自治体が多いとも聞いていました。川瀬構成員と同じ意見ですが、なぜ経験者が行政とつながっていないのかなど。その自治体で育った経験者が、都道府県推進計画とかの委員になっていない、つながらないというのは何でなのかなど考えたときに、もう一つの視点としては、経験者の声は別に聴いても聴かなくてもいいのではないかみたいなことが実際に現場レベルであるのではないかなどという点です。なので、アドボカシーのことを考える際にもやはり当事者参画というのをしっかり明記してもらうことが重要だと思っています。

ただ一方で、先ほど永野構成員の話でもあった当事者団体が増えていますが資料に記載がありますが、これはそれぞれが個人の努力で活動が成り立っているだけで、後ろ盾とかはほとんどない状況です。そういう中で当事者の声を聴こう、参加してと言っても現実的に厳しいというのがあるという点は、委員の皆さんは御承知の状況かと思います。改めて社会的養護だけにはとどまらないと思いますが、当事者が声を上げてくということが今の日本ではとても大変なのだということを踏まえながら、このシステムアドボカシーや制度への当事者参画をどう考えるのかということを考えないといけないと思います。個人への負担感がとても大きいので、その点も含めたアドボカシーを考えていかないと継続性がないなということを感じました。

すみません。たくさんお話しさせていただいてありがとうございました。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございます。重要な御指摘をいただきました。

奥山構成員お願いします。

○奥山構成員 中村構成員にいろいろお願いをしている立場で忙しくさせて申し訳ないと思っています。多分行政の側というのは、1人だけ委員に入れてしまって、その方がみんなの意見を代表しているのかところで引っかかったりすることもあると思います。しかし、そうではなくてスタートなのだということで、そこから広がっていくということが重要なのだろーと思います。確かに社会的養育の推進計画にはそう書き込まれていますけれども、それは全てのシステムアドボカシーの最初として、まずそこから始めるというはずだったのが、そこだけで終わっていいのかという感じ。そういう意味では、例えば児童福祉審議会の中に子どもの部会をつくるとか、そういうものを入れ込んで、継続的にシステムとして確立できる方法というのを制度として入れていくことが子ども家庭福祉の分野としては非常に重要なのではないかと思います。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、川瀬構成員。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

先ほどの中村構成員のお話にもつなげてなのですけれども、今、国のほうでも経験者の全国的なネットワークを形成する事業とか、施設、里親家庭のケアを離れた方を対象とする調査をしています。子どもアドボカシーによって子どもの声、若者の声を政策に反映さ

せるということと、例えば退所者調査の中で見えてきた、それまで受けてきたサービスに対する評価ですとか、ネットワーク形成の中で、経験者が集まる交流会をやったときに聞こえてきた声ということが今、いろいろなお店がばらばら開いているような状況だと思います。中心に子どもの声、若者の声、当事者の参画ということを据えたときに、全体をシステムとしてデザインし直す、再構成する必要があるのではないかなと思っています。今、それぞればらばらでやっていることを有機的に結びつけて初めて機能するものだと思いますので、今、奥山構成員から子ども部会を審議会の中につくるといってお話もありましたけれども、何かそれらを結びつけていけるような土台、基盤があるといいのかなと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、永野構成員をお願いします。

○永野構成員 すみません、言い忘れたことがあったのですが、川瀬構成員が先ほど伝えてくれたこととつながっていくのですけれども、今年度、厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業で、措置解除後の実態把握調査が初めて全国規模で行われていると思います。今、調査が終わった頃だと思うのですけれども、退所した若者たちが直接自分で書くものと支援者が書くものと両方で調査をするというのが初めてされていて、おそらく世界的に見てもとても貴重な調査になると思います。

ただ、それが今年度の調査事業なので、それがどんなふうになっていくか。そこで委員にならなくてもアンケートで自分たちの声を定期的に届けることができるということも大事なシステムへの参画だと思いますので、措置解除後の実態把握調査とか、ケアリーパー・サーベイと呼んでいるものなんかもきちんと整備して行って、どうやって都道府県の制度の中に戻していくかとか、国レベルの政策を考えたときにどんなふうにそれを理解していくかということもこれから大事なのではないかと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、大谷構成員をお願いします。

○大谷構成員 すみません。もう一度発言の機会をいただいてありがとうございます。2点あります。

1点目は、さっき中村構成員がおっしゃったことと川瀬構成員がおっしゃったことに多分関係すると思うのですが、国連の子どもの権利委員会では、子どもが意見を聴かれる権利についての一般的意見というのを採択しているのですが、その中で、子どもが意見を聴かれる権利というのを個別の子どもに関わる場で聴かれなければいけない権利と、それから、集団的に今話しているシステムアドボカシーという言葉は私たちはふだん使っていないのですが、集団として子どもたちが意見を聴かれる権利というふうに整理をしています。その後のほう、今ここではシステムアドボカシーという言葉でみんなで話している話

に関しては、まさにそれを継続的に効果的にしていくためには、その仕組みづくりそのものが不可欠で、その仕組みに対しての支援、財政的な支援も含めてというのを国がやらないと結局それはうまくいかないという認識の下に、国に対してそのような効果的なメカニズムづくり、仕組みをつくること、それから、それに対して支援をすることの必要性の勧告をしています。

それからもう1点は、さっき中村構成員がおっしゃったことなのですが、社会的養護、養育の当事者がそこで意見を聴かれなければいけない。これはそのとおりだとしても、子どもに関わる全ての政策に本来、まさに余計参画しにくい、同じ子どもなのですけれども余計意見を聴かれにくいその社会的養育にある子どもたちの意見をどう反映させていくかということも、今回の権利擁護ワーキングチームの議論からもっと飛び出た話かもしれないのですが、すごく重要な視点をさっき中村構成員がおっしゃったので、私も強調したいと思います。

それから、2点と言ったのにごめんなさい。1点だけすみません。

永野構成員が紹介して下さった北米のユースの参画のことなのですが、1件だけすみません。私は国連の子どもの権利委員会の委員をしているので、どうしても強調しておかななくてはならないと思いましたが、ユースという言葉が今、国連でも結構よく使われるのですけれども、若干トリッキーで、実は国連でも定義がありません。ないのですが、おおむね15歳から24歳を対象というふうに使われることが多いです。

そうすると、何がトリッキーかといいますと、割と、これは子どもたちもよくそういう不満を私たちに言ってくれるのですが、ユースフォーラムとかユースカウンセルとかいろいろな国であるのですけれども、そうすると、結構年齢の下の子どもたちはそこで意見を聴いてもらえない、あるいは中心から外れてマージナライズされるといいますか、という声がよく上がっています。

なので、私たち子どもの権利委員会では、もちろんユースという言葉の中に子どもが入る場合もあるのですけれども、やはり当事者である子どもの参画ということ、意見表明ということ、意見を強調しています。それは、これもすごく理想的なことを言っているよと皆さんに思われるかもしれないのですが、国連の子どもの権利委員会の立場としては、代替的養育、社会的養護を巣立った、終わった子どもたち、元経験者だけではなくて、現に今そこにいるまさにその本当の当事者の意見を聴くというのは、特にこのシステムアドボカシーのほうで聴くというのは簡単なことではないよと言われるのを承知で言うのですが、でも、そこが必要だというふうに考えていますということをお伝えしたくて発言機会をいただきました。ありがとうございました。

○相澤座長 ありがとうございます。大変重要な指摘だと思います。やはりインケアの子どもたちの声をきちんと拾い上げるというのはとても重要なことだと私も思っております。

では、池田構成員をお願いします。

○池田構成員 ありがとうございます。

今まさに大谷構成員がおっしゃった2点目のところを私は申し上げようと思っていたところでして、実はこの間、ある自治体で社会的養育の推進計画の策定に携わらせていただき、そのときもヒアリングをしたのですが、やはりヒアリングをした方というのは元出身の方であったり、あるいはインケアなのだけれども年齢が高い、18歳、19歳とかという子どもだったのです。でも、もっと年齢の低い子どもも本来であればちゃんと意見を聴かれるべき立場にあるのだらうと感じましたので、今の点を私から申し上げたいと思います。

あともう一点ですが、この政策決定に当たっての子どもの意見の反映ということについて、もう少し射程を広げて、子どもに関するいろいろな場面でルールづくりがされていると思うのです。一時保護所の中でのいわゆる決まりごとですよね。施設内での決まりごとです。そういったところで何かあれば権利侵害と言って権利擁護機関にクレームが入っていくわけですが、そこに至らないけれども、日常のふだんの生活も自分たちの生活が非常に深く関わる事柄を決める場面において子どもの意見をちゃんと聴いて反映することが必要ではないかという、施設内でのルールづくり等における子どもの声の反映ということです。そうしたことも必要になってくるのかなと思っています。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。重要な指摘だと思います。

では、川瀬構成員をお願いします。

○川瀬構成員 この会の議論の焦点からちょっと外れてしまうかもしれないのですが、アドボケイト養成講座で様々なユースの方の声を聴いていく中で、一時保護をされたあとに家庭に戻られた方の状況や医療機関の中で、精神病院に入院していて声を聴いてもらう必要があったという話題もありました。社会的養護と区切ってしまうことによって、新たに分断が生まれてしまう可能性があります。新たな分断をつくってしまう制度には欠陥があると思います。まずは保護され、措置された子どもに焦点を当てて検討していると思うのですけれども、子どもは社会のいろいろなところにいますので、その射程をどう広げていくかということも将来的には検討していかなければならないと思います。特に、隣接する一時保護までのお子さんたちを権利擁護の視点でどのように見ていくかということも大事かなと思いました。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。重要な指摘だと思います。そういうこともきちんと視野に入れて検討していければと思います。ありがとうございました。

それでは、そろそろ時間でございますけれども。

池田先生どうぞ。

○池田構成員 まとめに入るところですみません。

今の川瀬構成員の御指摘に関連してなのですが、確かに私も全く同感です。今、児童福祉の話をしているので児童福祉の子どもの声をちゃんと聴いていこうという話をし

ていますけれども、子どもに関しての分野はもっと幅広くあると思います。学校の中でもそうですね。そういったことをやはり将来的には視野に入れた制度づくりというのが必要ではないかと。そのためにはやはり子どもの基本法というのがどうしても必要になってくるのではないかと考えていますので、少し発言させていただきました。どうもありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、奥山構成員。

○奥山構成員 子どもの権利に関する基本法が必要という点では、ほとんど池田構成員とコメントは同じなのです。加えて、もし子ども家庭福祉の分野でというのであれば、ぜひ在宅措置というか、少なくとも福祉司指導、継続指導みたいな形で関わっているお子さんは全て入れる、できれば要保護児童全てを対象にした方が良いというぐらいのイメージを持っています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほか、通してこれは言っておきたいということはありませんか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。今日は幅広くいろいろな有意義な御意見を頂戴しました。ありがとうございました。この御意見については、また次回までに事務局で少しまとめていただいて、皆さんに提供できればと思っているところでございます。

本日の議論はここまでとさせていただきます。

次回は、「②権利擁護の枠組み・機関」についての御議論に入りたいと思います。

最後に、事務局から次回日程などの連絡事項をお願いします。

○金子室長補佐 次回は2月19日金曜日の15時からを予定しております。御出席のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○相澤座長 それでは、本日のワーキングチームはこれにて閉会といたします。御出席の皆様、どうもありがとうございました。